

# 青森県報

第三千八百十三号

平成二十六年  
三月三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一  
 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出……………(同) ……一  
 公 告  
 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(同) ……四  
 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………(建築住宅課) ……五

## 告 示

### 青森県告示第百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
名称: 一般財団法人 人済誠会 主たる事務所の所在地: 十和田市西二十番町一之二	就労継続支援B型	名称: 伊ベル・クオ 所在地: 十和田市東三番町四の七	平成二十六年三月一日
名称: 有限会社 プライナ 主たる事務所の所在地: 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	居宅介護 重度訪問介護	名称: たんぼぼ 所在地: 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	"
名称: 有限会社 プライナ 主たる事務所の所在地: 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	介護	名称: たんぼぼ 所在地: 南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	"

### 青森県告示第百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称: 社会福祉法人 養正会 主たる事務所の所在地: 三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	生活介護	名称: ホーピフルのぎく園 所在地: 三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	平成二十六年三月三日

### 青森県告示第百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条の第三十第一項第二号の規定により公示する。

平成二十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う所	廃止年月日
株式会社ピリブケア	株式会社ピリブケア	青森市長島三丁目一の一	地域移行支援	ピリブケアセンタールイブ	平成二六・三・三
株式会社ピリブケア	株式会社ピリブケア	青森市長島三丁目一の一	地域定着支援	ピリブケアセンタールイブ	"

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
県庁生協つくだ店  
青森市中佃二丁目一九の二三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	青森県庁消費生活協同組合 青森市長島一丁目一の一 理事長 井筒智義	変更後	青森県庁消費生活協同組合 青森市長島一丁目一の一 代表理事 平野了三	変更年月日	平成二五・六・一九
-----	---	-----	--	-------	-----------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	青森県庁消費生活協同組合 青森市長島一丁目一の一 理事長 井筒智義	変更後	青森県庁消費生活協同組合 青森市長島一丁目一の一 代表理事 平野了三	変更年月日	平成二五・六・一九
変更前	有限会社シンコウ 青森市金沢三丁目一の二三 代表取締役 小倉新一	変更後	変更無し	変更年月日	二〇・二・三〇
変更前	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更後	有限会社オリブ生花店 青森市花園二丁目二の九 代表取締役 秋元敏子	変更年月日	二〇・七・一五
変更前	有限会社オリブ生花店 青森市花園二丁目二の九 代表取締役 秋元一成	変更後	株式会社ソフィック 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 穴水玲逸	変更年月日	二五・二・三
変更前	株式会社ソフィック 青森市新町二丁目一三の七 代表取締役 穴水玲逸	変更後	株式会社コエダ 青森市大字浜田字玉川二二二の三 代表取締役 小枝正機	変更年月日	二〇・一・二
変更前	株式会社カンパニユールグループ 黒石市大字上十川字大野六番七四の一 代表取締役 村上順子	変更後	株式会社カンパニユールグループ 黒石市大字上十川字大野六番七四の一 代表取締役 村上順子	変更年月日	二〇・一・二

- 四 届出年月日  
平成二十六年二月十四日
- 五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年三月三日から同年七月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協金沢店

青森市大字浪館字泉川二〇の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

青森県庁消費生活協同組合  
青森市長島一丁目の一  
理事長 井筒智義

変更後

青森県庁消費生活協同組合  
青森市長島一丁目の一  
代表理事 平野了三

変更  
年月日

平成  
二〇・六・一九

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

青森県庁消費生活協同組合  
青森市長島一丁目の一  
理事長 井筒智義

変更後

青森県庁消費生活協同組合  
青森市長島一丁目の一  
代表理事 平野了三

変更  
年月日

平成  
二〇・六・一九

有限会社コーエイ  
青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の  
代表取締役 棟方光栄

変更無し

二〇・六・一八

株式会社ラグノオささき  
弘前市大字百石町九  
代表取締役 木村公保

変更無し

有限会社オリーブ生花店  
青森市花園二丁目二の九  
代表取締役 秋元一成

有限会社オリーブ生花店  
青森市花園二丁目二の九  
代表取締役 秋元敏子

二〇・七・一五

株式会社ソフィック  
青森市新町一丁目一三の七  
代表取締役 穴水玲逸

変更無し

二〇・一・三

鈴木好勝  
青森市佃三丁目八の三

変更無し

二〇・三・三

桜田健  
青森市大字浜田字玉川二二二の  
一〇

株式会社鯛鯛  
青森市大字浜田字玉川二二二の  
三  
代表取締役 櫻田健

一六・七・六

四 届出年月日

平成二十六年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

- 2 期間  
平成二十六年三月三日から同年七月三日まで
- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
県庁生協新城店

青森市大字石江字江渡五二の三外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	青森県庁消費生活協同組合 青森市長島一丁目の一 理事長 井筒智義	変更後	青森県庁消費生活協同組合 青森市長島一丁目の一 代表理事 平野了三	変更 年月日	平成 二五・六・一九
変更前	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し		変更 年月日	平成 二五・六・一九
変更前	加福宝 青森市大字三内字沢部三六四の八			変更 年月日	一九・四・三〇
変更前	有限会社シンコウ 青森市金沢三丁目一の一三三 代表取締役 小倉新一			変更 年月日	一九・三・三三
変更前	佐々木考七 青森市大字新城字平岡二五八の三三二二			変更 年月日	二〇・一〇・一〇
変更前	有限会社オリブ生花店 青森市花園一丁目二の九 代表取締役 秋元敏子	変更後	加藤寛之 青森市金沢五丁目三の三	変更 年月日	一九・二・一
変更前	株式会社ラ・モードコンドー 青森市新町二丁目五の三 代表取締役 近藤恭得	変更後	株式会社ラ・モードコンドー 青森市新町二丁目五の三 代表取締役 近藤恭得	変更 年月日	二五・三・一九

四 届出年月日

平成二十六年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年三月三日から同年七月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

平成二十六年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十六年七月六日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十六年九月十四日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十六年七月二十七日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十六年十月十二日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

二 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(一)又は(二)に該当する者に限り行うことができる。

(一) 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成二十五年以前の二級建築士及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が添付されている者

(二) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(1) 受験申込受付期間

平成二十六年三月十七日（月）から同月三十一日（月）まで

(2) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送す

ること。

東京都中央区京橋二丁目一四の一 公益財団法人建築技術教育普及センター  
本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十六年三月二十四日(月) から同月三十一日(月) まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、1又は2による受験申込みができなかった者も行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十六年四月十日(木) から同月十四日(月) まで(ただし、八戸市での受付は同月十一日(金) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

- (1) 青森市安方一丁目一四〇 青森県観光物産館 アスパム 五階夏泊
- (2) 八戸市一番町九の二二 八戸地域地場産業振興センター ユートリー五階 異業種交流室

(三) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、(二)の受験申込書受付場所において申込者本人が直接提出した受験申込書について行う。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 平成二十六年八月二十六日頃

(二) 設計製図の試験 平成二十六年十二月四日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 平成二十六年九月九日頃

(二) 設計製図の試験 平成二十六年十二月四日頃

四 その他

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七 七三二二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	